

練馬区地域活動補償制度取扱要綱

令和2年3月9日

1練地地第10236号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）の地域活動団体等が行う地域貢献活動中（当該活動に参加するための通常の往復に要する移動中を含む。）に発生した事故等の補償制度（以下「地域活動補償制度」という。）について必要な事項を定めることにより、参加者等が地域貢献活動等に安心して参加できる環境を確保することを図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域活動団体等 練馬区町会・自治会名簿に登載されている町会・自治会等の地縁による団体および練馬区立区民・産業プラザ区民協働交流センター団体登録要綱（平成26年1月6日25練地地第2138号）第4条第2項に規定する登録団体をいう。
- (2) 地域貢献活動 地域活動団体等の行事および技術または労働力を提供する公益性のある無報酬（実費弁償を含む。）の活動をいう。ただし、つぎのアからキまでに掲げる活動を除く（カおよびキについては、町会・自治会等の地縁による団体の管理下において実施される運動会等を除く。）。
 - ア 学校管理下における活動
 - イ 職業として行う活動
 - ウ 政治活動
 - エ 宗教活動
 - オ 営利を目的とする活動
 - カ 会員のみを対象とした互助的な各種スポーツ、レクリエーション、趣味、教養、文化等の活動
 - キ スポーツまたは競技を主な目的とする活動
- (3) 指導者 地域活動団体等において、地域貢献活動の計画立案、運営等に関して指導的立場にある者またはこれに準じる者をいう。
- (4) スタッフ 地域活動団体等の構成員（前号に掲げる指導者を除く。）、指導者の補助員その他の地域貢献活動に従事する者をいう。
- (5) 参加者 地域貢献活動に直接参加する者をいう。ただし、当該活動の観覧者および応援者を除く。
- (6) 賠償補償対象者 地域活動団体等、指導者およびスタッフをいう。
- (7) 傷害補償対象者 指導者、スタッフおよび参加者をいう。

(対象団体)

第3条 地域活動補償制度の対象となる団体は、前条第1号に規定する地域活動団体等

とする。

(保険契約の締結等)

第4条 区長は、地域活動補償制度を実施するため、損害保険会社(以下「保険会社」という。)と損害保険契約(以下「保険契約」という。)を締結するものとする。

2 保険契約の保険料は、区の負担とする。

(対象事故)

第5条 地域活動補償制度の対象となる事故は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故 賠償補償対象者が、地域貢献活動中の過失により指導者、スタッフ、参加者または第三者の生命、身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うこととなる事故をいう。
- (2) 傷害事故 傷害補償対象者の地域貢献活動中に急激かつ偶然な外来の事由(熱中症、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含む。)により発生した死亡事故または負傷事故をいう。

(補償の範囲)

第6条 前条に規定する事故の補償限度額は、別表のとおりとする。

(対象外の事故)

第7条 前2条の規定にかかわらず、つぎに掲げる事故については、地域活動補償制度の対象としない。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波等の自然災害による事故
- (2) 自殺、犯罪行為および争乱による事故
- (3) その他保険契約に係る約款および特約条項により免責となる事故

(事故報告)

第8条 地域活動団体等は、地域貢献活動中に事故が発生したときは、直ちに区長に連絡するとともに、速やかに練馬区地域貢献活動保険事故報告書(様式)(以下「事故報告書」という。)を区長に提出するものとする。

(事故の確認等)

第9条 区長は、前条の事故報告書が提出されたときは、当該事故が地域活動補償制度の対象事故であるか否かについて確認を行い、対象事故と認められる場合は、事故報告書を保険会社に提出するものとする。

(請求の手続)

第10条 損害賠償責任事故に係る補償金は、支給を受けようとする賠償補償対象者と被害者との間で、あらかじめ保険会社の承認を得て法律上の問題が全て解決した後、支給を受けようとする賠償補償対象者が、保険会社が求める必要書類を区長を経由して保険会社に提出して請求するものとする。

2 傷害事故に係る補償金は、当該事故を受けた傷害補償対象者が死亡した場合は傷害補償対象者の法定相続人が、負傷した場合は傷害補償対象者本人が、保険会社が求める必要書類を区長を経由して保険会社に提出して請求するものとする。この場合において、傷害補償対象者が未成年者等である場合は、本人に代わってその保護者等が請

求することができる。

- 3 前項の場合において、当該事故を受けた傷害補償対象者が、後遺障害補償に係る補償金を請求するときは障害の症状が固定した後に、入院補償および通院補償に係る補償金を請求するときは入院または通院が終了した後に行うものとする。
- 4 区長は、第1項および第2項の請求があった場合は、速やかに必要書類を保険会社に提出し、補償金の支払を求めるものとする。
- 5 保険会社は、前項の規定により当該補償金を支払ったときは、支払通知書を区長および補償対象者に送付するものとする。
- 6 第1項および第2項の補償金請求による保険会社の事故調査の結果、補償金支払の対象外であることが判明したときは、保険会社が区長に通知し、区長は補償対象者にその旨を通知するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づき契約する保険契約に適用される約款および特約条項の規定を適用する。

- 2 前項のほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		補償限度額
損害賠償責任 事故	1 生命または身体に対する事故の賠償	1人につき 6,000万円 1事故につき 2億円
	2 財物に対する事故の賠償	1事故につき 1,000万円
	3 保管物に対する事故の賠償	1事故につき 100万円
傷害事故	1 死亡補償	1人につき 300万円
	2 後遺障害補償	1人につき 12万円～300万円
	3 入院補償	1人につき 日額3千円(事故の日から180日を限度とする。)
	4 通院補償	1人につき 日額2千円(事故の日から90日を限度とする。ただし、事故の日から180日を経過した場合は、支払の対象としない。)